

環境マネジメントシステム導入報告書

(宛先) 京都府知事		平成23年7月20日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府八幡市八幡園内75		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 八幡市役所 明田 功
環境マネジメントシステムの名称	KES・環境マネジメントシステムスタンダード(ステップ1)	
適用範囲	八幡市役所本庁舎、八幡市役所分庁舎、上下水道部所管施設(月夜田浄水場、美濃山浄水場)	
導入年月日	2011年 1月 1日	
認証番号	KES1-1136	
基本方針	平成13年10月に「人と自然が共生する環境にやさしいまち」を望ましい環境像とする「八幡市環境基本計画」を策定し、平成14年4月に、市民・事業者・行政が共同して行動する決意の表明として、「環境自治体宣言」を行いました。方針として八幡市は、全ての事務及び事業における環境影響を低減するとともに、環境宣言(KES実施宣言)に基づきKES・環境マネジメントシステムを運用して環境保全につとめます。	
環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標(以下「目標」という。)	八幡市環境マネジメントシステムにおける数値目標(31項目) ・市の事務・事業から発生する温室効果ガスの総排出量を平成11年度と比べて、平成22年度までに8%以上の削減率を維持する。 ・施設エネルギー使用量をCO2換算で平成11年度比5%以上削減 ・水道使用量を平成11年度比で5%以上削減 ・廃棄物の排出量を平成12年度比、5%以上削減 ・公用車使用による燃料を平成11年度比、5%以上削減 ・八幡市地域全体で、省エネルギーに努め、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を平成22年度比8%以上削減等31項目の目標を設定(添付資料参照) また、八幡市環境マネジメントシステムマニュアル(KES規格)の環境宣言(KES実施宣言)にあります (1)省エネルギーの推進 (2)廃棄物削減 (3)環境啓発活動の実施の目標を設定。	
目標を達成するための取組の内容	・施設エネルギー・・・ unnecessaryな電気を消す。始業前、来庁者がある場合や業務を行っている場合を除き、8時20分までは点灯しない。ノー残業デー(毎週月、水)を徹底し、全館6時の消灯を目指す。お昼休みには、 unnecessaryな電灯は消灯する。空調の設定温度は、会議室等も含め、夏季は28℃以上、冬季は20℃以下に設定。退勤時、パソコンの電源を切った後コンセントは抜くようにする。湯沸し器やガスコンロの使用は、無駄のないよう適切に行う。エネルギー消費の少ない電気機器の優先的採用や買い換えを進める。設備の更新時には、より環境負荷の少ない燃料に転換する等。 ・水道水の利用・・・ 水の出しっぱなしは絶対しない。トイレの消音のための水洗いや、手洗い時の水の流しっぱなしをやめるなど、節水に努める。ステッカーなどで日常的に節水を呼びかける。 ・廃棄物の減量・・・ 個人用のゴミ箱は使用しない。コンビニに弁当やカップ麺等、使い捨て容器を使った商品の購入を自粛する。会議室等で缶入りやペットボトル入りの飲料は自粛してください。職場で、使い捨てコップ等の使用は原則禁止。 ・公用車の使用・・・ ①マイカー通勤をしている方は、年に12回以上、各自で「ノーマイカーデー」を設け、マイカー通勤を自粛し自転車や公共交通機関の利用を促進する。アイドリングストップを励行する。急発進や空ぶかしを避け、燃費の向上に努める。(以下添付資料参照)	
目標を達成するための取組の進捗状況	八幡市の事務事業から発生する温室効果ガスについて、基礎年度である平成11年度温室効果ガスが平成22年度では16.7%、施設エネルギー使用量平成11年度比で平成22年度17.0%、公用車使用燃料平成11年度比で平成22年度23.7%、水道使用量平成11年度比で平成22年度41.3%、廃棄物の減量平成11年度比で平成22年度30.4%、それぞれ削減している。	
目標を達成するための取組の成果及び当該成果に対する評価	環境に配慮した事務活動を自主的に進めていくため目標の成果について、一部を除いて概ね目標が達成できている。今後もエコオフィスの取り組みを始め環境政策の推進を引き続き取り組む。	
事業活動に係る法令の遵守の状況	市の事務・事業に適用される環境に関する法的及びその他の要求事項の内容を特定し、平成22年に「法的及びその他の要求事項の概要」を作成。遵守状況を定期的に監視・評価するため業務点検を年1回実施し「法的及びその他の要求事項の遵守状況チェック表」に記載し、管理している。この取り組みは、2011年にKESステップ1の認証取得してから実施、本年度から業務点検する。法的遵守に沿って事務・事業を行っているが、管理体制ができていなかったため、本年度から周知徹底する。	
環境マネジメントシステムの評価及び見直しの内容	環境マネジメントシステムがKESステップ1の要求事項に対して適切に運用しているか、市長が年に1回(3月)に評価・見直しをする。指摘事項があった項目については、改善策を講じて取り組む。環境目標については、市の事務・事業に環境に著しく影響を及ぼすと考えられるものを明確にし、「環境改善目標」の項目を設定。環境政策推進本部会議で決定し、市の環境宣言(KES実施宣言)として取組む。平成22年度からKES・環境マネジメントシステム(ステップ1)を導入しており、引き続き運用していく。	

注 認証番号の欄は、導入した環境マネジメントシステムの内容について第三者の認証を受けている場合のみ記入してください。